

報道機関 各位

枚方市提供

## 介護保険法に基づく介護保険事業者に対する指定の効力の一部停止処分について

標記の件について、下記のとおり指定の効力の一部停止処分を行いますので、ご報告いたします。

### 記

#### 1. 経過報告

令和6年3月に、事業所内で虐待が疑われる行為がある旨の通報を受け、令和6年6月11日から監査を行い、書類の検査並びに従業者、事業所の管理者及び法人役員等への聴き取り等を行った結果、人格尊重義務違反が認められたため、介護保険法(以下「法」という。)の規定に基づき「指定の効力の一部停止処分(新規利用者の受入停止)」を行うものです。

#### 2. 指定の効力を停止する事業者等

(1) 事業者名称：社会福祉法人毅正会

(2) 事業所

① 事業所名称：特別養護老人ホームひら中振長寿の里

事業所番号：2792400505

事業所所在地：大阪府枚方市北中振四丁目18番20号

サービス種別：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

② 事業所名称：ひら中振長寿の里ショートステイ

事業所番号：2772408627

事業所所在地：大阪府枚方市北中振四丁目18番20号

サービス種別：短期入所生活介護

③ 事業所名称：ひら中振長寿の里ショートステイ

事業所番号：2772408627

事業所所在地：大阪府枚方市北中振四丁目18番20号

サービス種別：介護予防短期入所生活介護

#### 3. 行政処分の内容及び期間(2(2)①~③の全サービス種別)

(1) 処分の内容 指定の効力の一部停止(新規利用者の受入停止)

(2) 効力停止期間 令和7年10月1日から令和7年10月31日まで(1か月間)

#### 4. 行政処分を行う理由

① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人格尊重義務違反：法第78条の10第1項第6号に該当)

入所者1名に対し、介護職員6名がおむつと上の肌着を結び付け外せないようにする身体的拘束を行った。緊急やむを得ない状態かの判断を行うことなく、適正な手続きも行っていなかった。(身体的虐待)

身体的拘束は、少なくとも令和3年8月から令和4年1月までの期間、行われていた。

<裏面に続く>

②短期入所生活介護（人格尊重義務違反：法第 77 条第 1 項第 5 号に該当）

令和 6 年 3 月に、利用者 1 名の髪を介護職員 1 名がハサミで切った。利用者や家族の意向を確認することなく、他の職員にも相談せず、当該職員個人の判断で行った。（身体的虐待）

③介護予防短期入所生活介護（介護保険法等違反：法第 115 条の 9 第 1 項第 10 号に該当）

介護予防短期入所生活介護と一体的に運営している短期入所生活介護事業所において人格尊重義務違反があった。

<問い合わせ先>

- ・ 行政処分に関すること

健康福祉部 福祉指導監査課

電話 072-841-1468 FAX 072-841-1322

- ・ 高齢者虐待に関すること

健康福祉部 健康福祉総合相談課

電話 072-841-1401 FAX 072-841-5711